

緑支部 令和元年度 第2回研修会のご案内
「相続法改正について行政書士が特に市民に伝えたいポイント」

令和元年度第2回研修会を下記の通り開催します。お忙しいところ恐縮に存じますが、是非ご出席下さい。会場の収容人数の都合により、定員をもって締め切ります。

さて今回は「相続法改正について行政書士が特に市民に伝えたいポイント」と題して、弁護士の夏目修司 先生（神奈川県弁護士会／夏目法律事務所）を講師に研修会を開催いたします。

平成30年7月に相続法が大きく改正され、今年7月にはその大部分が施行されました。幅広い改正点の中から、“市民生活に特に直結する部分”に絞り、“行政書士が特に市民に伝えたいポイント”についてご説明頂く予定です。ぜひご参加ください。

記

日時 令和元年9月27日(金) 研修会 18:00～20:00 (開場17:45)

場所 (研修会): 青葉公会堂1号会議室 (市ヶ尾)

▼東急田園都市線 市が尾駅から徒歩10分 住所:横浜市青葉区市ヶ尾町31番地4

▼市が尾駅から東急バスで3分「青葉区 総合庁舎」バス停 下車すぐ

※青葉区役所隣の建物です。なお、区役所駐車場の割引サービスは利用できません。

内容: 相続法改正について行政書士が特に市民に伝えたいポイント

改正が行われた相続法についてわかりやすく解説します。配偶者居住権、自筆証書遺言の方式緩和、被相続人名義の預貯金払戻しなど、特に実務に直結する部分にポイントをしぼりお話いただきます。

講師: 夏目修司 弁護士 (神奈川県弁護士会／夏目法律事務所)

2011年神奈川県弁護士会 (旧・横浜弁護士会) 登録。2018年1月に相模原市内に夏目法律事務所を設立し、現在に至る。一般民事事件を中心に手掛け、各種セミナー講師を務める等、幅広く活動している。

会費: 研修会 緑支部会員 無料 他支部会員 1,000円 (資料代)

要申込

主催: 神奈川県行政書士会緑支部

お申込みは、令和元年9月20日までに下記宛にお申込み下さい。

宛先 研修部・那住宛 e-mail: nazumi@nazumi-office.com

FAX: 045-330-4093

※諸般の事情により研修内容等に変更が生じる場合があります。あらかじめご了承ください。

以上

緑支部第2回研修会 参加申込書

1. 研修会に 出席 ・ 欠席 します。

支部名・会員名

TEL
メール

FAX